

最近の中小企業会計の動向について

東京メトロポリタン税理士法人
税務部 榎本 孝史

企業の会計基準は今大きな変革期にあり、世界各国の会計基準を統一しようとする流れがますます加速しています。まずは上場企業などの大企業から適用されることとなりますが、中小零細企業についてもいずれ影響がありそうです。

■「税務会計」から「財務会計」へ

今までの中小企業の会計はどちらかというと法人税法の規定に基づいて経理処理をする「税務会計」を基本にして決算をしていました。「税務会計」とは要するに「税金を計算するための決算書」ですから、必ずしも「企業の実態」を正確に反映しているとは言えませんでした。

そこで平成 17 年に中小企業庁から「中小企業の会計に関する指針」が公表され、これまでに何度も改訂されてきました。

この中では中小企業が会計処理をするときの望ましい処理方法について細かく紹介されており、「賞与引当金」や「退職給付引当金」などの法人税法では損金処理が認められていないものも、企業の実態を財務諸表に反映させるということで奨励しています。

■対外的な信用も向上

この指針を積極的に活用して決算をすることにより対外的な評価、例えば金融機関の見方なども良くなっていきます。また、信用保証協会の保証を受ける際に「中小企業の会計に関する指針」のチェックリストを税理士事務所が発行して提出することにより保証料が 1 割安くなるなどの恩恵を受けることができます。

■経営の重要なツール

そしてなにより経営判断の際の重要なツールとして正確な財務諸表は不可欠です。本当に儲かっているかがわからなければ、社長の感覚だけで舵取りをしていくことになってしまいます。いずれは、金融機関から融資を受ける際などに国際会計基準に準拠した決算書の提出を求められるようになるかもしれませんし、会計の重要性はますますあがっていくと思います。

弊社でも皆様のお役に立てるよう「税務」だけでなく「会計」にも力を入れて皆で取り組んでいますので、ご興味のある方は、是非、弊社担当者までご相談ください。